

合意は守られなければならない



海野 洋

((公財) 農林水産長期金融協会理事長)

- 1 はじめに
- 2 現日韓漁業協定締結交渉時の状況
- 3 北方四島周辺水域を巡る問題(先例)
- 4 現協定締結交渉時の韓国側対応策(想定)
- 5 現協定の関連個所と運用実態
- 6 韓国側の対応状況
- 7 おわりに

1 はじめに

隣国とは厄介な存在である。互いの主義主張が対立していても、遠き国と異なり無視を決め込む訳にはいかない。まして、自ら引越することも、相手にそれを求めることも叶わない。最終的な解決を棚上げにしても、実務的に支障の生ずることのないよう、知恵を絞り妥協点を模索し、その合意を誠実に履行することも必要になってくる。我が国漁業を巡っても、このような関係を持たざるを得ない近隣関係がある。すなわち、領土(島)を巡って異なる主張に基因する特別な漁業水域の存在である。

国連海洋法条約(正式名称:「海洋法に関する国際連合条約」(平成8年条約第6号))の下では、沿岸国周辺の200海里水域の漁業資源は沿岸国が管理する原則(沿岸国主義)が採られているが、これが貫徹されていない水域が、我が国周辺には次のとおり存在する。

- (A) 北方四島周辺水域
- (B) 日韓暫定水域(北部・南部)
- (C) 日中暫定措置水域
- (D) 日中中間水域
- (E) 北緯27度以南水域

このうち(B)日韓暫定水域(北部)は、両国間のEEZ(排他的経済水域)境界が、領土に関する異なる主張に基因して確定できないため設けられたもの¹であるが、韓国側に漁場を独占され日本漁船は操業ができず、資源の枯渇も憂慮される状況となっている(図1参照)。本稿では、その改善を図るべく行われてきた対韓交渉について、筆者の体験を少し交えながら御紹介する。

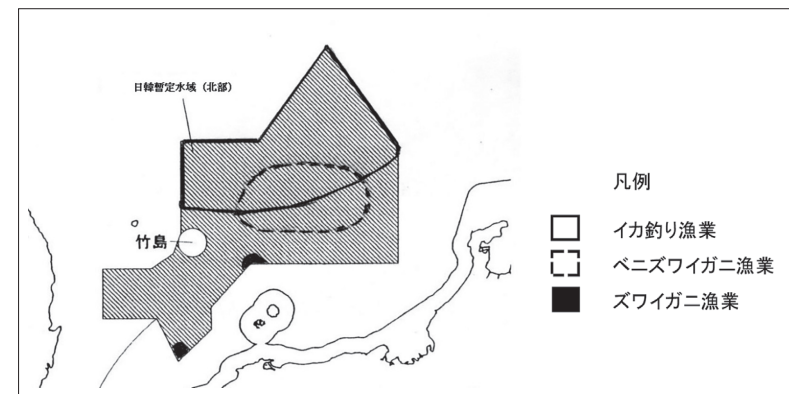


図1 日韓暫定水域(北部)と両国の操業実態
(資料) 水産法規研究委員会 編「水産法規解説全集」1031頁掲載の地図に加筆。

2 現日韓漁業協定締結交渉時の状況

この水域を巡っては、日本は竹島について固有領土と主張、他方韓国も独島(竹島)を固有領土と主張し、かつ周辺12海里を事実上支配し、領土問題の存在すら否定していた。このため、「旗国主義」(日本漁船は日本、韓国漁船は韓国が取締を実施)を採っていた旧日韓漁業協定²(正式名称:「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定」(昭和40年条約第26号))の下であっても、領海(12海里)内の漁業については問題が存在したが、EEZ水域を採用し「沿岸国主義」(沿岸国が取締を実施)を適用させると、その矛盾が一層拡大する。

双方の主張が大きく隔たる中、国連海洋法条約が成立し、日韓両国とも批准した後に、日本は「旗国主義」を基本とする旧日韓漁業協定の破

1 当該水域の決着経緯については、本田良一「【取材報告】高波続く日韓暫定水域～境港、九龍浦、そして東京から」(『北日本漁業』第43号)129～148頁参照。

2 国交回復に際し、当時の国際ルールに反する「李承晩ライン」撤廃は最大の眼目であった。

棄を通告した(1998年1月23日)。同条約はその規定により破棄通告後1年で失効するので、その後は竹島周辺のEEZにおいても「沿岸国主義」の原則が適用される。これは、両国による拿捕合戦の開始を意味する。

そこで、少し先走って言えば、現日韓漁業協定(正式名称:「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」(平成11年条約第3号))では、その附属書でこの水域について特に規定し、日韓両国の共同管理とした上「旗国主義」を適用することとしたのである。その詳細と協定締結後の状況は後述することとし、同様の問題を抱える水域のうち先輩格に当たる(A)北方四島周辺水域の状況を参考にすべく、その確認をしておきたい。

3 北方四島周辺水域を巡る問題(先例)

周知のとおり、日本が固有領土と主張してはいるものの、ソ連(ロシア)が事実上支配をしている島であり水域である。ソ連の200海里水域の宣言(1977年)により、領海より遥かに広大な水域において深刻な問題が現出した(図2参照)。日韓漁業協定の改定交渉に先んずること十余年前のことである。

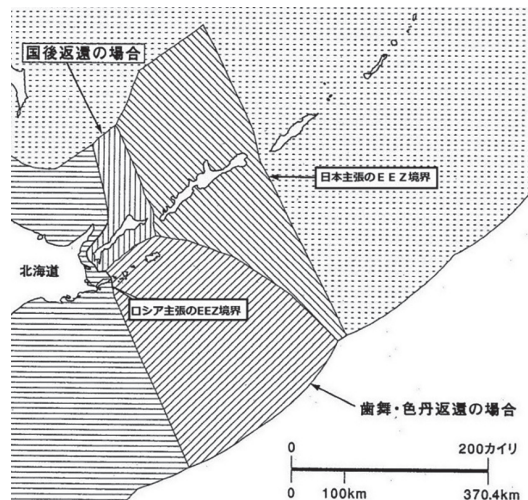


図2 北方四島周辺水域

(資料) 岩下昭裕「北方領土問題 — 4でも0でも、2でもなく」掲載の地図を一部改変³。

3 一部返還に関する箇所は同書のまま。なお、日本は南樺太の領有を放棄したが、ソ連(ロシア)

我が国は対ソ交渉において、現実を踏まえ実利を優先し、先方主張のEEZを前提に対応することとした。すなわち、1984年12月に署名・発効した「日ソ地先沖合漁業協定」・(正式名称:「日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定」(昭和59年条約第11号))では、我が国漁船は、当該水域においてソ連(ロシア)の許可を得た上で、その取締りに服する形で操業することとした。

ただし、留意をするべきは、次に示すディスクレイマー条項の存在である。

第7条 この協定のいかなる規定も、海洋法の諸問題についても、相互の関係における諸問題についても、いずれの締約国政府の立場又は見解を害するものとみなしてはならない。

この規定により、「相互関係における諸問題」(北方四島の領有権)に関する我が国の立場・見解と矛盾することなく、同水域内での操業を確保した。建前と実利をギリギリ調整した結果である。なお、対韓国・中国関係では、この水域は我が国のEEZであり、この旨両国には通報済である。

4 現協定締結交渉時の韓国側対応策(想定)

日韓間の交渉に戻る。現協定の締結交渉の最終段階(日本政府から旧日韓漁業協定の破棄通告を受けた段階)で、韓国政府は論理的には次の対応を選択できたと考えられる。

(甲案) 竹島周辺EEZについて、領海同様に事実上支配をする。一方的に200海里宣言をした直後のソ連の対応に同じであるが、対ソ連と同様の対応を日本が採るとは限らず、したがって日韓間が無協定時代に突入すること、更には日本との拿捕合戦が始まることも覚悟する。

領とは認めておらず、その周辺水域(EEZ)の帰属も未確定としている。この意味においても、掲記した地図は留意が必要である。